

令和3年度

定期監査等結果報告書

教育委員会事務局及び教育機関

水道局

いわき市監査委員

いわき市議会議長 大 峯 英 之 様
いわき市長 内 田 広 之 様
いわき市教育委員会教育長 水 野 達 雄 様

いわき市監査委員 増 子 裕 昭
同 佐 藤 博
同 蛭 田 源 治
同 上 壁 充

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象

- (1) 教育委員会事務局及び教育機関
- (2) 水道局

2 監査実施期間

- (1) 教育委員会事務局及び教育機関（令和3年11月24日から令和4年3月18日まで）
- (2) 水道局（令和3年12月21日から令和4年3月18日まで）

3 監査の範囲

教育委員会事務局及び教育機関にあつては令和3年4月1日から同年9月30日までに、水道局にあつては令和3年4月1日から同年10月31日までに、執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の対象のリスク

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。

- (1) 随意契約に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
- (4) 収納に関する事務
- (5) 他自治体において、リスクが顕在化した事例等

- (6) 前回指摘した事項
- (7) その他

5 監査の方法

(1) 教育委員会事務局及び教育機関

部長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

(2) 水道局

水道局長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

教育委員会事務局及び教育機関

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務（その1）

運動場照明設備使用料に係る収入事務において、使用料が前納されておらず、その督促も行われていない例が認められた。

(学校支援課)

※ 市公立学校運動場照明設備使用料条例第3条では、運動場照明設備の使用許可を受けた者は、使用料を前納しなければならないと規定されているが、令和3年7月13日の学校体育施設使用許可において、納期限である令和3年7月26日までに、使用料が納入されていなかった。

なお、この件については、前回（平成30年度）の定期監査においても同様の指摘をしており、事務の見直し改善等、適正な事務処理の確保が図られていない結果となった。

また、納期限を過ぎても債務を履行しない者に対しては、いわき市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年8月15日まで）に書面により督促をしなければならないが、監査実施日（令和3年12月14日）において、督促が行われていなかった。【類例2件あり】

いわき市公立学校運動場照明設備使用料条例

(使用料)

第3条 運動場照明設備の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前条に規定する使用料を前納しなければならない。

いわき市債権管理条例

(督促)

第6条 債権管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

いわき市債権管理条例施行規則

(督促)

第3条 条例第6条の規定による督促は、履行期限後20日以内に書面により行うものとし、督促に指定する期限は、当該督促をする日から10日以内の日とする。

2 収入事務（その2）

行政財産目的外使用許可に係る収入事務において、当該許可施設に附帯する諸設備の使用に係る経費負担を求めている例が認められた。

(学校支援課)

※ 行政財産の目的外使用を許可された者が附帯する水道等の諸設備を使用する際は、市財務規則第246条の規定により、原則として必要な経費を求めるとされている。

小名浜学校給食共同調理場及び常磐学校給食共同調理場において、休憩室及び車庫として施設の使用を許可しているが、使用者に負担を求めているのは電気料金及び水道料金となっており、下水道料金については求めていなかった。

いわき市財務規則

(光熱水費等の負担)

第246条 財産管理者は、行政財産の使用許可を受けて当該財産を使用する者をして、当該財産に附帯する電話、電気、ガス及び水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、免除することができる。

3 収入事務（その3）

行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電気料等の算出に誤りのある例が認められた。

(学校支援課)

※ 平南部、平北部及び小名浜学校給食共同調理場における行政財産使用許可に伴う電気料金及び水道料金の実費徴収金については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日付財政部長通知）」の規定により、子メーターがない場合として算出しているが、算出の基礎となる使用許可部分の面積を誤って適用していた。

いわき市財務規則

(光熱水費等の負担)

第246条 財産管理者は、行政財産の使用許可を受けて当該財産を使用する者をして、当該財産に附帯する電話、電気、ガス及び水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、免除することができる。

行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日財政部長通知）

2 徴収の方法

(1) 電気代

① (略)

② 子メーターがない場合

$$\text{使用許可部分を含む施設に係る請求金額} \times \frac{\text{使用許可部分の面積}}{\text{使用許可部分を含む施設の面積}}$$

(2) (略)

(3) 電話代、水道代、ガス代等

原則として、使用者が自ら事業者と契約し、負担することとする。

これによることができない場合は、2-(1)の電気代の算式によるものとする。

4 収入事務（その4）

学校給食納付金（給食費）に係る収入事務において、指定金融機関等への納入が遅延している例が認められた。

（小名浜第一小学校）

※ 令和3年4月分の学校給食納付金（給食費）として4月30日（金）までに受領した現金については、市学校給食共同調理場管理規則第6条第2項の規定に基づき、納期限である5月10日（月）までに指定金融機関等に納入しなければならないが、6月4日（金）に納入していた。

いわき市学校給食共同調理場管理規則

（給食費等納入）

第6条 教育委員会は、当該月の給食費等を翌月の5日までに、各給食等実施校の代表者（以下「代表者」という。）に納入の通知をしなければならない。

2 納入の通知を受けた代表者は、その月の10日までにいわき市指定金融機関等に給食費等を納入しなければならない。

3 （略）

いわき市学校給食関係事務取扱要領

（学校給食費）

第2条 （略）

2～3 （略）

4 学校長は、いわき市財務規則第15号様式により、その月の10日（その日が、土日祝祭日に当たるときは、これらの日の翌営業日とする。）までにいわき市指定金融機関等に給食費を納入しなければならない。但し、分割で納入する際は、いわき市財務規則第16号様式により、納入額の内容を明記し、月別に納入するものとする。

5 （略）

<参考>

学校給食事務の手引【令和3年度】（抜粋）7ページ

2 学校給食費の徴収及び納付事務

(1)～(3) （略）

(4) 納付事務

①～② （略）

③ 指定の期日（次ページ参照）までに、いわき市財務規則第15号様式により納付する。但し、分割で納入する際は、いわき市財務規則第16号様式により、納入額の内容を明記し、月別に納入する。

注) 納付月分の学校給食費を指定の期日を超えて学校で保管することは厳禁。未集金分があっても集約分で期日までに納付。

注) 過年度、過月分の学校給食費は、保護者から徴収後、概ね1週間以内には納付すること。その際、「納入の内容」欄に児童生徒名、年度及び月を明記すること。

<意見又は要望とする事項>

1 収入事務（災害共済給付の共済掛金納入に係る規程の整理について）

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）が行っている災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）は、学校管理下における児童生徒等の災害に対して支給されるものであるが、その原資となる共済掛金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びいわき市独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則に基づき、原則、教育委員会と児童生徒等の保護者がそれぞれ2分の1を負担することとなっている。

共済掛金の支払については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令に基づきセンターが指定する期日までに、一旦、教育委員会が全額を負担し、その後、教育委員会は、各学校を通じて保護者に対して共済掛金を請求し、各学校は保護者から共済掛金を集金の上、教育委員会に納入している。

各学校では、都度、保護者から徴収した掛金を、教育委員会が発出した通知に記載された納期限により一括して納入していることから、市財務規則における収納金の払込み期限との関係が整理されていない状況となっている。

教職員の負担軽減や学校事務の効率化を図る観点からの対応であることは理解できるものの、現行の実務は市財務規則にそぐわない対応となっていることから、他自治体の事例等を参考の上、共済掛金の納入事務に係る規程の整理について、検討を進められたい。

（学校教育課）

いわき市財務規則

（収納金の払込み）

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 （略）

2 収入事務（学校給食費の納入に係る規程の整理について）

本市の学校給食費に関する事務は、「いわき市学校給食共同調理場管理規則（以下、管理規則。）」のほか、「いわき市学校給食関係事務取扱要領」や「学校給食事務の手引（以下、手引。）」で取扱いが定められている。主な事務手順としては、学校長が、学校給食共同調理場所長に当月分の給食費の内訳を報告し、所長は、その内容に基づき学校長へ納入通知書を送付。学校長は、保護者から徴収した給食費を翌月10日までに市指定金融機関等に納入するものとなっている。

具体的な取扱いは主に「手引」に定められており、過年度、過月分の給食費は、保護者から徴収後、概ね1週間以内には納付とされているが、「管理規則」での定めがないことから、市財務規則における収納金の払込み期限との関係が整理されておらず、また、過月分についての明確な定めもない状況となっている。

国が作成したガイドラインにおいて、学校給食費の徴収は、地方公共団体自らの業務として行うものとされており、本市においても、一元的な徴収体制のあり方について課題の整理を進めている中、現時点では学校が徴収事務を担っていることから、教職員の業務負担軽減や学校事務の効率化を図るため、「手引」でこのように定めたことについては理解できるものの、現行の実務は市財務規則にそぐわない対応となっていることから、各学校において給食事務が円滑に行えるよう、過年度、過月分の給食費の納入に係る規程の整理について、早急に検討を進められたい。

（学校支援課）

いわき市財務規則

（収納金の払込み）

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 （略）

いわき市学校給食共同調理場管理規則

（給食費等納入）

第6条 教育委員会は、当該月の給食費等を翌月の5日までに、各給食等実施校の代表者（以下「代表者」という。）に納入の通知をしなければならない。

2 納入の通知を受けた代表者は、その月の10日までにいわき市指定金融機関等に給食費等を納入しなければならない。

3 （略）

<参考>

学校給食事務の手引【令和3年度】（抜粋） 7ページ

2 学校給食費の徴収及び納付事務

(1)～(3) （略）

(4) 納付事務

①～② (略)

③ 指定の期日（次ページ参照）までに、いわき市財務規則第15号様式により納付する。但し、分割で納入する際は、いわき市財務規則第16号様式により、納入額の内容を明記し、月別に納入する。

注) 納付月分の学校給食費を指定の期日を超えて学校で保管することは厳禁。未集金分があっても集約分で期日までに納付。

注) 過年度、過月分の学校給食費は、保護者から徴収後、概ね1週間以内には納付すること。その際、「納入の内容」欄に児童生徒名、年度及び月を明記すること。

水道局

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務

収入事務において、債権管理台帳が整備されておらず、督促が行われていない例が認められた。

(総務課)

※ 電柱等設置に係る過年度分の行政財産使用料について、指定した納期限である令和3年5月20日を過ぎても債務を履行しない者に対しては、市水道事業会計規程第43条の規定に基づき、納期限経過後30日以内（同年6月19日まで）に督促状を発送しなければならないが、市債権管理条例施行規則第2条に定める事項を記載した台帳が整備されておらず、収納日（同年7月6日）までの間、督促が行われていなかった。

いわき市債権管理条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) (略)

(7) 債権管理者 市長、水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。

(法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。次条第1項において同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(台帳の整備)

第5条 債権管理者は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものを含む。）を整備しなければならない。

いわき市債権管理条例施行規則

(台帳に記載する事項)

第2条 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の債権の名称
 - (2) 債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び所在地）
 - (3) 市の債権の金額
 - (4) 市の債権の発生日
 - (5) 市の債権の履行期限その他履行状況に関する事項
 - (6) 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項
 - (7) 時効に関する事項
 - (8) 市の債権の消滅に関する事項
 - (9) その他債権管理者が必要と認める事項
- 2 債権管理者は、市の債権の管理上必要がないと認めるときは、前項第1号から第8号までに掲げる事項の一部を省略することができる。

いわき市水道事業会計規程

（督促）

第43条 課等の長は、水道料金等を納期限内に納入しない者があるときは、当該納入義務者に対して納期限経過後30日以内に督促状を発送しなければならない。

2 契約事務（その1）

業務委託に係る契約事務において、債務負担行為等の必要な措置が講じられていない例が認められた。また、いわき市水道局契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていなかった。

（営業課）

※ 水道料金等のコンビニエンスストア収納事務委託契約（契約期間：平成16年5月17日から平成17年3月31日まで）については、契約期間満了の3ヶ月前までに解除の申し入れをしない場合、契約期間を1年間延長し、以後も同様とする契約としている。

翌年度以降にわたる契約を締結するには、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為を設定しておくか、市長期継続契約に関する条例第2条に規定する長期継続契約を適用し、次年度以降の予算額に減額等があった場合は契約を解除する旨のいわゆる「条件付き解除条項」を契約書に設ける必要があるが、いずれの措置も講じられておらず、市水道局長期継続契約事務取扱要綱第2条第1項第2号の規定に基づく適切な契約期間の設定も行われていなかった。

また、市水道局契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。

地方自治法

（債務負担行為）

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

（長期継続契約）

第234条の3 普通地方公共団体は、第二百十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

いわき市長期継続契約に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約（以下「長期継続契約を締結することができる契約」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機、複写機その他の機器（当該電子計算機において使用するソフトウェアを含む。）を借り入れる契約
- (2) 前号に規定する機器の保守点検に必要な役務の提供を受ける契約
- (3) 庁舎等に機器を設置して行う警備に係る役務の提供を受ける契約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすことにつき相当の理由があると認められる契約

（長期継続契約の期間）

第3条 前条に規定する契約の締結に当たっては、当該契約の内容に応じ、適切な契約期間を設定しなければならない。

いわき市水道局長期継続契約事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いわき市長期継続契約に関する条例（平成21年いわき市条例第34号。以下「条例」という。）に規定する長期継続契約を締結することができる契約に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(契約期間)

第2条 契約の期間(契約の履行に係る期間に限る。)は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えないものとする。

- (1) 条例第2条第1号から3号までの規定に該当する契約 5年
- (2) 条例第2条第4号に該当する契約 当該契約に係る事務を所掌する課等の長があらかじめ総務課長との協議を経て水道事業管理者（以下「管理者」という。）の決定を受けた期間

2 (略)

(契約書の作成)

第4条 契約書の作成においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 当該契約が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である旨を明示すること。
- (2) 契約期間は、契約の履行に必要な準備期間を含むすべての期間となること。
- (3) 法第234条の3後段の規定に基づき、契約締結日の属する年度の翌年度以降において当該契約に係る支出予算について減額又は削除があった場合には、管理者が当該契約を変更し、又は解除することができる旨を記載すること。

いわき市水道局契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。
 - ア 建設工事又は製造の請負に係る契約
 - イ 測量又は設計に係る委託契約
 - ウ 工事用原材料の購入に係る契約
 - エ 役務の提供に係る委託契約
 - オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約
 - カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約
 - キ その他物件の買受け又は借受けに係る契約

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、局の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入

- 札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により局の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。
- 2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。
 - 3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。
 - (1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。
 - (2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

<参考>

長期継続契約事務の手引（財政部契約課策定）

（抜粋）

4 長期継続契約の期間

長期継続契約は、多様な契約内容に応じ、より一層適切な契約方式を選定する幅を拡大する効果を得ることができるメリットを有する反面、文字通り契約期間が長期にわたることにより、その間における他の事業者の参入機会や契約の競争性が失われるというデメリット面をも併せ有するものであることから、この点については、総務省通知においても、「更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があることに留意すべきものであること。」と言及されています。

<参考>

契約等からの暴力団等の排除について（財政部契約課策定）

（抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

3 契約事務（その2）

契約事務において、設計書に基づく予定価格の設定が行われておらず、起案書において随意契約の理由等が明確にされていない例が認められた。

(営業課)

※ 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、市水道局契約規程第21条に基づき、同第9条の規定に準じ仕様書、設計書等により予算の範囲内で予定価格を決定し、予定価格書を作成しなければならない。水道料金等のスマホ決済収納業務委託に係る契約事務については、コンビニエンスストア収納事務委託契約の受託者と随意契約により契約を締結しているが、設計書が作成されておらず、予定価格の設定も行われていなかった。コンビニエンスストア収納事務委託契約の受託者に追加の申し込みをすることによりスマホ決済を導入する旨の意思決定を受けているものの、契約締結時の起案書において、随意契約とする根拠法令の適用号、具体的理由及び業者の選定理由等が明らかでなかった。

地方公営企業法施行令

(随意契約)

第21条の14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3)～(4) (略)
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8)～(9) (略)

2～4 (略)

いわき市水道局契約規程

(予定価格の設定)

第9条 管理者は、一般競争入札に付する事項について、その価格をあらかじめ当該付そうとする事項に関する仕様書、設計書等により予算の範囲内で予定価格を決定し、その予定価格書（第3号様式又は第4号様式）を封書にし、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。ただし、30万円未満の契約の場合は、予定価格書の作成を省略することができる。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

(予定価格の設定)

第21条 管理者は、企業法施行令第21条の14の規定により随意契約により契約を締結しようとするときは、第9条の規定に準じ予定価格を定めなければならない。

4 契約事務（その3）

契約事務において、契約書に契約保証金に関する事項の記載がない例及び契約保証金の免除に関する手続きが不適切な例が認められた。

（営業課、浄水課）

【事例1】営業課

※ 水道料金等のスマホ決済収納業務委託に係る契約事務について、市水道局契約規程第24条の規定に基づき、契約書に同第27条に規定する契約保証金に関する事項を記載しなければならないが、保証金額又は免除について記載がなかった。

【事例2】浄水課

※ 浄水発生土中間処理業務委託の契約事務においては、市水道局契約規程第28条第1項第4号を適用し契約保証金の納付を免除しているが、過去2年間の契約実績には種類や規模が異なる契約が含まれており、同号の要件を満たしていなかった。契約保証金の免除にあたっては、その根拠を明らかにしたうえで決定する必要がある。

いわき市水道局契約規程

（契約書の作成）

第24条 管理者は、契約の相手方が決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書（第10号様式又は第11号様式）を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1)～(5) (略)

(6) 保証金額及び契約違反の場合における保証金の処分に関する事項

(7)～(13) (略)

（契約保証金）

第27条 管理者は、契約の相手方をして、企業法施行令第21条の15の規定による契約保証金を、請負代金額又は契約代金額（単価による契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上とし、契約時限までに現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限り。）で納めさせるものとする。

2～4 (略)

（契約保証金の減免）

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が、官公署その他管理者がこれに準ずると認める法人であるとき。

(2) 契約の相手方が、保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。ただし、役務的保証を求める場合の付保割合（保証金額の契約金額に対する割合）は、100分の30以上（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限り。）としなければならない。

(4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が当該資格を有する者であつて、過去2年間に国（予算決算及び会計令（昭和22年指令第165号）第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる

おそれがないと認められるものであるとき。ただし、工事及び製造（以下「工事等」という。）の請負契約並びに設計、測量及び調査の委託契約を除く。

- (5) 請負代金額が500万円未満の工事等の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 契約代金額が300万円未満の設計、測量及び調査の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 随意契約による契約を締結する場合において、請負代金額又は契約代金額が50万円未満のもので、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 (略)

